

幼児教育無償化に伴う給食費実費徴収についてお知らせ

• 内閣府ホームページより

認定こども園・保育所・幼稚園における副食費の取扱い及び負担減免について(1)基本的な考え方 食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、施設による徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育・保育の無償化に当たっても、この考え方を維持することを基本とし、以下のような取扱いとする。○教育・保育給付第1号認定子ども、第2号認定子どもの主食費・副食費については、施設による徴収(現在の主食費と同様)とする。○第2号認定子どもの副食費については、これまで利用者負担分(保育料)に含まれていたことから、認定保護者の負担方法は変わるものの、保護者が負担すること自体は、これまでと変わらない。○第3号認定子どもは、幼児教育・保育の無償化が市町村税世帯非課税の場合に限定されるため、現行の取扱いを継続する。無償化後 年収360万円未満相当世帯及び第3子以降は副食費免除※多子のカウント方法については、これまでの保育料の多子軽減と同じ取扱いとする。

• 一富士フードサービス株式会社との給食業務委託契約に基づき定めた条項より

第3項 (契約食事代)

3歳以上食(3~5歳) 180円 ※主食代も含む 午後おやつ 70円

午前おやつ 30円 ※ひまわり組の1号認定満3歳児のみ徴収

上記無償化に向けた国の方針、給食業務委託覚書、四国中央市公立園の副食費を基準とし、以下の要領で10月以降の給食費実費徴収を行います。

記

1. 毎月末に指定口座より引き落としさせていただきます。自己都合によるお休みの場合、払い戻しはいたしません。
2. 例えば開園予定日数が20日なら、1号認定主食・副食代:月額4000円(180円×20日+人件費・光熱水費の一部負担分400円)、2号認定主食副食・おやつ代:月額5000円(250円×20日)、1号認定満3歳児主食・副食代・午前おやつ代:月額4600円(210円×20日+人件費・光熱水費の一部負担分400円)となります。この場合の開園予定日数とは、開園予定の平日です。月ごとに日数は異なります。
3. 2号認定・新2号認定の土曜日利用給食費・・・土曜日利用回数×250円を翌月分に加算いたします。
4. 新2号認定の長期休暇中利用給食費・・・預かり保育(コアラキッズ)利用回数×250円を翌月分に加算いたします。
5. 登園後、自己都合により給食やおやつを提供できなかった場合(体調不良や私用による欠席や早退)も、食材準備はしていますので徴収いたします。※1ヶ月以上の長期入院、災害による臨時休園の場合は徴収いたしません。
6. 長期休暇を含む1号認定休園日及び11:30降園日(2・3号認定のみの献立の日)については、1号認定主食・副食代180円を徴収いたしません。